

表11 8年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表
(単位：億円)

歳 入		予算額	決算額
食 糧 売 払 代		7,793	4,642
〔 国 内 米 〕		〔 4,027 〕	〔 1,613 〕
〔 国 内 麦 〕		〔 278 〕	〔 194 〕
〔 輸 入 食 糧 〕		〔 3,488 〕	〔 2,835 〕
輸入麦等納付金収入		2	0
輸入飼料売払代		1,116	763
一般会計より受入		1,773	1,773
〔 調 整 資 金 〕		〔 1,770 〕	〔 1,770 〕
〔 輸入飼料損失補てん 〕		〔 3 〕	〔 3 〕
検査印紙収入		50	50
雑 収 入		46	153
食糧証券及借入金収入		13,923	8,030
前年度剰余金受入		—	104
純 計 額		24,703	15,515
他勘定より受入		23,222	16,843
(歳入総計)		47,925	32,358
歳 出		予算額	決算額
食 糧 買 入 費		7,751	5,858
〔 国 内 米 〕		〔 4,098 〕	〔 3,154 〕
〔 国 内 麦 〕		〔 1,214 〕	〔 767 〕
〔 輸 入 食 糧 〕		〔 2,439 〕	〔 1,937 〕
農産物等買入費		3	—
輸入飼料買入費		907	642
管 理 費		2,730	1,867
〔 国 内 米 〕		〔 2,195 〕	〔 1,545 〕
〔 国 内 麦 〕		〔 85 〕	〔 50 〕
〔 輸 入 食 糧 〕		〔 274 〕	〔 133 〕
〔 農 産 物 等 〕		〔 0 〕	〔 — 〕
〔 輸 入 飼 料 〕		〔 176 〕	〔 139 〕
事務 費		1,145	1,009
サイロ及倉庫運営費		24	80
国債整理基金特別会計へ繰入		6,373	6,018
予 備 費		5,770	—
純 計 額		24,703	15,474
他勘定へ繰入		23,222	16,843
(歳出総計)		47,925	32,317

(注) 調整資金(億円)

前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
1,837	1,770	△2,192	1,415
イ 輸入飼料勘定			

輸入飼料勘定における決算損失73億円は、この勘定における前年度前受金を充てて処理することとした。

第8節 農産物検査制度

1 概 況

農産物の検査は、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づいて行われているが、近年の農産物の生産、流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物

の公正かつ円滑な取引を助長するために一部改正が行われた後の、実質的な検査初年度となった。

また、成分検査も平成8年4月から施行され、それに併せ6月には指定検査機関も指定された。

検査は、米麦、豆類、雑穀等22品目及び、食糧事務所依頼検査規程(昭和31年3月10日農林省告示第113号)に基づくいぐさ製品等について、農産物検査官により行われ、成分検査は米麦について食糧事務所品質管理課及び、指定検査機関で測定された後、農産物検査官により証明されている。

(1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については、昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき、検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため、平成4年度末を目途として、以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果、おおむね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後は平成5年度からの水田営農活性化対策の実施に伴う検査数量の増大等に対応し、検査業務を的確かつ円滑に実施するため、引き続き簡素合理化を図っていくこととしている。

① ばら検査比率については、全検査数量の概ね30%に拡大する。

→7年産実績約17%

② 抽出検査については、当初目標の60%に達していることから、食糧検査士の有効活用を図り、抽出区切りの拡大及びバレット検査の推進等を図る。

→7年産実績約73%

③ 効率的な検査場所を確保するため、一般検査場所については、年間検査数量がおおむね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量のおおむね90%となることを目途に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9,000か所台となるよう集約整備を図る。

→600t以上の検査場所での検査数量割合約70%(7年産実績)

総検査場所数9,917か所(7年産実績)

実施事業は次のとおりである。

ア ばら検査拡大事業(8年度予算額2億7,500万円)

(ア) ばら検査導入推進事業

第1種登録出荷取扱業者が、簡易ばら検査装置を導入して生産者が自ら乾燥、調製したもののばら化を図った場合に、ばら検査・ばら流通数量に応じ一定額を交付する。

(イ) ライスセンターばら検査拡大推進事業

第1種登録出荷取扱業者が、既存のライスセンターにおいて、ばら検査の実施に必要な装置を整備し、ばら検査・ばら流通数量の拡大を図った場合に、増加数量に応じ一定額を交付する。

(ウ) 大口受検ばら化導入事業

大規模生産者等がフレコンで出荷したものについて、ばら検査を実施するための整備を行った第1種登録出荷取扱業者に、ばら検査数量に応じ一定額を交付する。

イ 食糧検査士活用事業(8年度予算額8億5,300万円)

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して検査準備指導を行う。

ウ 効率的検査推進事業(8年度予算額9億1,400万円)

(ア) 効率的検査促進事業

効率的検査の実施に資するため、現地指導等を行った自主流通法人・第1種及び第2種登録出荷取扱業者に対し一定額を交付する。

(イ) 効率的検査場所体制整備事業

第1種登録出荷取扱業者が、検査数量が少ないなど検査効率の悪い検査場所を整理統合し、併せて、年間検査数量が600t以上の効率的な検査が可能な検査場所に拡充整備を図った場合等、検査数量の増加分の一部に対して一定額を交付する。

(ウ) パレット検査推進事業

第一種登録出荷取扱業者が、検査場所において機動的なパレット検査の実施に必要な整備、能率的な集荷・検査のための仮設テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備に要した経費の一部を交付する。

(エ) 大規模抽出検査導入事業

第一種登録出荷取扱業者が、生産者から通い袋で出荷された玄米について大規模で能率的な抽出検査を受けるための整備を行った場合に一定額が交付される。

2 国内産農産物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 8年産米の検査に当たっては、実質的に食糧法及び改正農検法下における初年度の検査となることから、これら新制度下において、米穀の品質改善の助長と円滑な流通に資する上で、本年度の計画出荷米及び計画出荷米以外の米穀(以下「計画外流通米」という。)の検査をいかに計画的に、適正かつ円滑に実施してい

くかが検査対応の最大の課題であるため、国内産農産物検査の事前指導等要綱(平成6年3月28日付け6食糧第352号(検査)食糧庁長官通達)及び国内産米の検査基本対応(平成6年3月28日付け食糧第353号(検査)食糧庁長官通達)を基本とし、地域の実態に応じたより積極的かつ弾力的な対応が行い得る体制を整備し、以下の事項を定め、適確な検査の実施を図った。

(ア) 品質改善に係る指導

前年産米までの検査格付状況、初期検査品等のデータを有効活用した品質改善への指導を積極的に行った。

(イ) 積極的・弾力的な検査の実施

a 鑑定可能時間の最大限の活用

検査場所ごとの受検可能数量を勘案の上、鑑定可能時間の最大限の活用を図った。

b 土日等休日の検査

出荷取扱業者の代表者及び担当者として、各検査場所についての土日等休日の検査対応の要否について打合せを行い、当初の検査計画に組み入れた。

c 広域的な応援検査

出荷集中期には、本所からの応援のみでなく、出荷集中期に差がある支所間の応援を行った。

(ウ) 検査計画の運用

出荷取扱業者及び計画外流通米の受検者との連絡・打合せを綿密に行い、一日当たりの検査計画数量の見直し、検査時間の調整、土日等休日の検査対応、応援検査、農産物検査官の再配置等により検査計画を弾力的に運用した。

(エ) 鑑定・格付技術の錬磨

全国の検査実用標準品や回着米並びに各地域の品質概況等を活用した鑑定・格付技術の研鑽に努めた。

(オ) 支所前等検査場所の活用

計画外流通米の円滑な検査のため、政府倉庫前や食糧事務所前の検査場所等を積極的に活用した。

(カ) 整粒歩合による仕分け

出荷取扱業者から整粒歩合による仕分け要請に対応した。

(キ) 成分検査の効率的な検査

受検準備の軽減、検査試料の有効活用及び成分検査品の効率的な保管管理等の観点から、品位等検査との同時受検を指導した。

イ 検査の実績

8年産米の平成9年3月末日現在の検査成績は、表1のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表13のとおりである。

ウ 品質概況

8年産の稲の生育は、北海道、東北及び北陸では田植期以降の断続的な低温・日照不足により初期生育が抑制されたものの、出穂期以降はおおむね天候に恵まれたことから、作況指数は全国で105のやや良となった。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道では、田植期以降、低温・日照不足により、分けつがやや少なく推移したが、その後天候回復により登熟は良好に進み、品質は前年よりやや良となった。

(イ) 東北では、田植期以降、低温・日照不足により、分けつがやや多く推移し、出穂期以降は天候に恵まれたことから、品質は平年並みからやや良となった。

(ウ) 関東・東山では、おおむね天候に恵まれたことから、品質も平年並ないしやや良となった。

(エ) 北陸では、出穂期まではおおむね天候に恵まれたものの、カメ虫による被害粒や死米・未熟粒の混入が多く、品質はやや劣った。

(オ) 東海では、出穂期以降天候に恵まれ、品質、充実ともに平年並となった。

(カ) 近畿では、5月下旬以降天候に恵まれ、品質は平年並ないしやや良となった。

(キ) 中国では、出穂期以降おおむね天候に恵まれたものの、品質は平年よりやや劣らないし平年並であった。

(ク) 四国では、おおむね天候に恵まれたものの、カメ虫による虫害が見受けられ、品質は平年よりやや劣らないし平年並となった。

(ケ) 九州では、おおむね天候に恵まれたものの、台風の影響による早刈りなどによる未熟粒の混入により、品質はやや劣った。

エ 産地品種銘柄の概況

8年産うるち玄米の産地品種銘柄は、43道府県、78品種、165産地品種（7年産、43道府県、78品種、165産地品種）であり、平成9年3月末日現在における銘柄の検査数量（加工用米等も含むすべての水稻うるち玄米）は、411万4千tである。これは7年産（8年3月末日現在）の463万9千tに比べ52万5千t、約11%減少している。また、水稻うるち玄米に占める割合は、78%（7年産同期78%）であった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、135万9千t（7年産同期142万8千t）で33%を占めており、2位は前年3位であったあきたこまちがなり、3位には前年まで2位であったひとめぼれがなっている。

以下、さらに397、ササニシキ、むつほまれ、ヒノヒカリの順に検査数量が多く、上位7品種では全体の77

%であり、前年の71%に比べて高くなっている。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査対策

8年産麦の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、国内産農産物検査の事前指導等要綱（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通達）及び国内産麦類の検査対策（平成4年4月8日付け4食糧第355号（検査）食糧庁長官通達）を基本とし、良品質麦の確保のための指導として、

① 適切な早期乾燥処理と調製の指導

② 被害麦の除去及び選別程度の指導

③ 品質劣化麦の仕分け等の指導

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

イ 検査実績

8年産麦の検査実績は、表14のとおりである。検査数量の合計は、76万7千tで、前年に比べ2千t減少（前年比99.7%）した。また、種類毎の上位等級比率（1等、ビール大麦：1等＋2等）を前年と比較すると、大麦は75.0%（前年産54.6%）、はだか麦は82.0%（同10.3%）、小麦は47.9%（同50.7%）、ビール大麦は88.0%（同75.3%）となっている。

これは、二条大麦は作付面積が減少したこと、六条大麦、はだか麦及び小麦は生産調整の強化に伴い作付面積が増加したものの、小麦は日照不足及び収穫期に断続的に降雨があったことにより検査実績が減少し、小麦の等級比率も前年を下回った。

ウ 品質概況

(ア) 普通小粒大麦

登熟期から収穫期にかけての天候不順のため、東北、関東・東山では青色粒の混入、北陸の一部地域では、たい色粒、かび等の被害が発生したものの、充実度、粒揃いとも前年よりやや良品質となった。

(イ) 普通大粒大麦及びビール大麦

普通小粒大麦と同様に登熟期から収穫期にかけての天候不順による被害が発生したものの、充実度、粒揃いとも前年よりやや良品質となった。ビール大麦については、関東、九州ともに裂皮粒、はく皮粒の発生は少なく、前年より良品質となったが、中国では降雨の影響によるたい色、空洞粒、かび等の発生により前年より劣る品質となった。

(ウ) 普通はだか麦

主産地の四国は、一部の地域で降雨の影響によるやけ粒、たい色粒等の被害が発生したものの、充実度、粒揃いとも前年より良く良品質となった。九州も充実

度、粒揃いとも良く良品質であった。

(エ) 普通小麦

北海道では、収穫期に降雨があったことから倒伏し、たい色粒、発芽粒等の被害が発生した。また、日照不足による登熟不良もあり、充実度、粒揃いともに平年よりやや劣る品質となった。関東・東山では、一部地域で凍霜による被害が発生したが、全体的に充実度は良く、前年より良品質であった。九州では、収穫期の降雨の影響によりたい色粒、発芽粒、かび等の発生により、前年より劣る品質となった。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦（製品を含む。）以外の品目及び食糧事務所依頼検査規程に基づく品目の検査結果は次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量t〕
大 豆	（北海道ほか44県）	65,544
小 豆	（北海道ほか4県）	66,995
え ん ど う	（北海道）	92
い ん げ ん	（北海道）	31,411
とうもろこし	（長野県）	21
な た ね	（青森県ほか13県）	741
あ わ	（岩手県）	0
ひ え	（岩手県）	5
甘 し ょ	（神奈川県）	30
馬 鈴 し ょ	（北海道ほか1県）	2,091
甘しよ生切干	（長崎県ほか3県）	1,115
そ ば	（北海道ほか13県）	6,329
で ん 粉	（北海道ほか3県）	226,437
は っ か	（北海道）	1

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量千枚〕
いぐさ製品	（広島県ほか3県）	2,626

なお、8年産大豆の検査に当たっても、良品質大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、国内産大豆の検査基本対策（平成6年9月5日付け6食糧第1089号（検査）食糧庁長官通達）に基づき、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

8年産大豆は、北海道では低温、日照不足のため作柄は不良であったが、都府県では一部の県を除き高温、多照に経過したことから平年並みから良の作柄であったため、全国平均では作況指数99の「平年並み」である。

7年産と比較すると、収穫量は、14万8千tで2万9千t（24％）増加した。これは、作付面積が1万3千ha増

加したことに加え、10a当たりの収量も7kg（4％）上回ったことによる。

(4) 包装の使用状況

8年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

		（単位：千個、％）	
包装の種類	米	麦	
	(6.9)	(6.2)	
麻 袋	5,684	155	
	(10.3)	(12.0)	
樹 脂 袋	8,526	303	
	(82.8)	(81.8)	
紙 袋	68,338	2,060	
	(100.0)	(100.0)	
計	82,548	2,519	

(注) 1 麻袋、樹脂袋及び紙袋30kgは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

8年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量				(単位：t, %)	
産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	68,964	131,094	15,108	215,166	(46.2)
タ イ	103	97,779	30,722	128,604	(27.6)
オーストラリア	32,444	45,087	3,340	80,871	(17.4)
中 国	37,134	2,969		40,104	(8.6)
ウルグアイ	102		370	472	(0.1)
ベトナム	101		357	458	(0.1)
エジプト	153			153	(0.0)
パキスタン		54		54	(0.0)
イタリア	51			51	(0.0)
インドネシア	17			17	(0.0)
イ ン ド		17		17	(0.0)
計	139,070	277,001	49,897	465,967	(100.0)
形態別比率	(29.8)	(59.4)	(10.7)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・碎精米の輸入形態のことである。

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ、オーストラリア、中国、タイ	被害粒	19	19	21,889
アメリカ、オーストラリア、ウルグアイ、エジプト、中国	水 分	6	6	752

ベトナム	着色粒	1	1	153
中国	赤 米	1	1	46
アメリカ	異 物	1	1	17
	大碎粒	1	1	17
	小碎粒	1	1	17

(2) 小 麦

ア 検査数量 (単位：千t, %)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2,554	397	2,951	(52.6)
カ ナ ダ	1,475		1,475	(26.3)
オーストラリア	627	558	1,185	(21.1)
計	4,656	955	5,612	(100.0)
用途別比率	(83.0)	(17.0)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ、オーストラリア	きょう雑物	44	44	134,491
ア メ リ カ	粗たんばく	26	26	182,208
	発 芽 粒	13	13	72,542
	熱 損 粒	7	7	29,290
	著しい熱損 粒	6	6	24,418
	異 物	1	1	3,325

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量 (単位：千t, %)

産 地	食 糧 用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	130	691	820	(53.0)

カ ナ ダ	60	434	494	(32.0)
ア メ リ カ	6	226	232	(15.0)
計	195	1,351	1,546	(100.0)
用途別比率	(12.6)	(87.4)	(100.0)	
イ 品 質				

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
オーストラリア	発 芽 粒	1	1	13,412
	被 害 粒	2	2	13,127
	きょう雑物	1	1	2,086
カ ナ ダ	はく皮粒及び碎粒	3	3	12,839

4 成 分 検 査

農産物検査法の改正により、平成8年4月から成分検査（任意検査）を実施している。

成分検査は、理化学分析を伴う新たな検査であることから、受検関係者に対し当該検査のPRに努めたところである。

成分検査は、農産物検査官が成分検査に係る受検品から試料を採取し、食糧事務所品の品質管理課等又は食糧事務所から委託を受けた指定検査機関（農産物検査法に基づき農林水産大臣が指定する者）が当該試料の測定を行い、その結果を農産物検査官が証明するものである。なお、農林水産大臣は、平成8年8月、勅日本穀物検定協会及び勅日本食品分析センターに対して指定検査機関の指定を行った。

成分検査の対象農産物は、もみ、玄米、精米及び小

表12 8年産米種類別検査実績（9年3月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)						
		特上	特等	1等 (合格)	2等	3等	等外	規格外
玄 米	合 計	5,498,284	0.1	0.6	85.5	11.8	1.0	0.4
	(1)							0.6
	水 稻 う る ち	5,292,749	—	—	86.7	11.4	0.9	0.4
	(1)							0.5
	水 稻 も ち	104,763	—	—	60.9	33.1	3.7	0.2
	醸 造 用	100,190	5.5	32.8	48.9	8.4	2.7	0.1
も み	陸 稻 う る ち	3	—	—	0.0	0.0	0.0	100.0
	陸 稻 も ち	579	—	—	7.5	50.0	33.8	4.8
	合 計	98,199	—	—	100.0	—	—	0.0
	普 通	45,186	—	—	100.0	—	—	0.0
	種 子	53,012	—	—	100.0	—	—	0.0
	精 米 合 計	19	—	—	83.5	16.5	—	—

(注) 1 検査数量欄の（ ）内は、水稻うるち玄米（長粒種）で内数である。

2 もみの等級比率は、合格の比率である。

3 種子もみには、準種子も含む。

4 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

表13 8年産水稻うるち玄米地域別検査実績（9年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)				
		1 等	2 等	3 等	等外	規格外
北海道	619,839	88.0	8.8	0.7	0.0	2.4
東北	1,758,913	90.7	8.3	0.8	0.1	0.1
北陸	785,542	85.8	12.7	1.0	0.2	0.3
関東・東山	726,192	91.0	7.4	0.6	0.9	0.1
東海	182,583	84.9	13.6	0.6	0.8	0.0
近畿	260,983	88.7	9.8	0.9	0.5	0.0
中国	380,364	75.7	22.1	1.1	0.9	0.2
四国	128,259	63.6	32.6	2.0	1.4	0.4
九州	447,268	80.0	16.1	1.7	0.8	1.4
沖縄	2,805	4.8	83.1	11.6	0.0	0.5
合 計	5,292,749	86.7	11.4	0.9	0.4	0.5

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

表14 平成8年産麦類検査成績（平成9年5月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1 等	2 等	等外上	規格外
大麦	78,341	75.0	15.8	—	9.2
はだか麦	16,965	82.0	15.5	—	2.4
小 麦	536,522	47.9	32.6	—	19.6
ビール大麦	98,199	11.5	76.5	11.9	—
飼料用大麦	30,972	(合格)100.0	—	—	—
種子用麦	5,776	(合格)100.0	—	—	—
合 計	766,775				

(注) 等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数(100%)に一致しない場合がある。

麦となっている。また、成分の検査規格は、もみ、玄米及び精米については、たんぱく質及びアミロースとなっており、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成8年度の成分検査の実施状況としては、米穀については1,817件、小麦については104件となっている。

第9節 加工食品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企業構造

みそ製造業の企業数は、平成8年度みそ工場実態調査（平成7年12月現在）によれば、1,351企業（1,355工場）であり、そのほとんどが中小企業である。

また、しょうゆ製造業の企業数は、平成8年度しょうゆ工場実態調査（平成7年12月現在）によれば、1,879企業（1,883工場）である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社（8工場）にすぎないが、生産シェアで約49%（8年）を占めている。

(2) 生産状況

8年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは54万3千tで前年より2千tの増（前年比0.4%増）、しょうゆは113万klで前年より9千klの増（同0.8%増）となった。

(3) 輸出状況

7年におけるみそ・しょうゆの輸出総量は、みそは4千tで前年比10.0%増、金額では9億4,695万円で前年比6.6%増となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、韓国等である。また、しょうゆは1万klで前年比1.7%増、金額では21億498万円で前年比9.5%増となっており、主要輸出先はアメリカ、タイ、香港である。

2 小麦粉

(1) 企業構造

平成8年3月末日現在における小麦粉製造業の企業数は141（工場数180）であり、これらを合計した日産設備能力は、3万3千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、そのうち33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業（4社）が66%を占めている。

(2) 生産状況

7年度における小麦粉の生産数量は、494万7千tで前年より1.0%減である。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の36.4%、めん用粉の35.3%、菓子用粉の12.7%となっており、この3用途で生産数量全体の84.4%を占めている。

(3) 近代化計画

中小企業近代化促進法に基づき、平成5年度から平成9年度を目標とする第5次近代化計画を算定し、これに基づき構造改善事業（参加企業数112企業）を実施している。

3 精 麦

(1) 企業構造

平成8年3月末現在における精麦業の企業数は、85（工場数は87）で、すべて中小企業である。

(2) 生産状況

7年度における精麦の生産数量は13万t（前年比12.6%増）となっている。種類別生産比率は、普通精麦95.0%（押麦11.2%、切断圧ぺん1.1%、切断無圧ぺん3.0%、精白麦78.9%）、ビタミン強化精麦5.0%となっている。

4 麦 茶

(1) 企業構造

8年3月現在における麦茶製造業の企業数は、89（工場数89）であり、すべて中小企業である。

(2) 生産状況

7年度における麦茶の生産数量は4万tで、前年比3.2%増となっている。

5 め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ、スパゲッティ類）

(1) 企業構造

平成5年12月現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類4,345、乾めん類2,292、即席めん類83、マカロニ・スパゲッティ類12で合計6,732工場となっている。めん類製造業は、大企業の数極めて少なく、即席めん類以外はおおむね中小企業である。

(2) 生産状況

8年度におけるめん類の生産量は、146万t（小麦粉換算）で前年より1万t増（前年0.7%増）となっている。種類別にみると、生めん類72万5千t（前年比0.5%

減）、乾めん類25万9千t（同3.4%減）、即席めん類32万4千t（同3.2%増）、マカロニ・スパゲッティ類15万6千t（同9.1%増）である。

(3) 輸出入

8年度におけるめん類の輸出量は、1万4千t（輸出金額40億円）で前年比1.4%増（同8.3%増）となっている。これを種類別にみると乾めん類4.9千t（同15億円）、即席めん類7.0千t（同23億円）、マカロニ・スパゲッティ類2.4千t（同1.7億円）である。

一方輸入量は7.3万t（輸入金額89億円）で前年比13.0%増（同42.3%増）である。

これを種類別にみると、乾めん類0.3千t（前年比56.1%減）、即席めん類1.6千t（同13.2%増）、マカロニ・スパゲッティ類71.1千t（同12.5%増）である。

6 パ ン 類

(1) 企業構造

平成5年12月末現在におけるパン製造業の企業は、4,681（4,825工場）であり、そのうち大企業は28社となっている。

(2) 生産状況

8年におけるパン類の生産数量は123万t（小麦粉換算）で前年比0.8%増となっている。

これを種類別にみると、食パン61万1千t（前年比1.8%減）、菓子パン37万9千t（同3.1%増）、その他パン19万t（同6.8%増）、学給パン5万千t（同4.1%減）である。

7 ビスケット類

(1) 企業構造

平成5年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の企業数は129企業（159工場）であり、そのうち大企業は、22社となっている。

(2) 生産状況

8年におけるビスケット類の生産数量は22万8千製品tで前年比1.6%増となっている。

(3) 輸出入

8年におけるビスケット（スイート）類の輸出数量は1.5千t、金額では11億1千万円で前年比各々14.8%増、22.2%増となっている。主要輸出先は台湾、シンガポール、香港等である。

一方、輸入数量は1万t、金額では53億円で前年比は各々26.3%減、9.0%減となっている。主要輸出先はアメリカ、デンマーク、中国、イギリス、フランス、シンガポール等である。

8 米 菓

(あられ・せんべい)

(1) 企 業 構 造

7年度米菓工場実態調査(6年12月末日現在)における企業数は、872(工場数919)であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社(13工場)が占めている生産シェアは44%(7年)となっている。

(2) 生 産 状 況

8年の米菓の生産数量は22万tで前年より1万5千tの増(前年比7.3%増)である。

(3) 輸 出 入

8年の米菓輸出数量は、3.8千tで前年比6.5%減、金額では、23億6,074万円で前年比3.1%減となっており、主要輸出先はオランダ、アメリカ、台湾等である。

一方、輸入数量は9.1千tで前年比0.6%減、金額では、31億3,501万で前年比15.9%増となっており、主要輸入先はタイ、台湾、中国等である。

9 加 工 米 飯

(1) 企 業 構 造

平成9年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で142企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生 産 状 況

8年における加工米飯の生産量は19万tで、前年比4.2%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万2千t(前年比13.3%減)、無菌包装米飯1万9千t(同4.7%増)、冷凍米飯13万8千t(同7.0%増)、チルド米飯6千t(同62.3%増)、缶詰米飯2千t(同39.7%減)、乾燥米飯4千t(同2.2%増)となっている。

10 米麦加工食品改造推進事業

米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を指すため、昭和59年以降各種事業を推進している。

企業における安全管理・品質管理の強化が重要となっている今日、各企業によって管理の体制が異なっており、その実態を把握するとともに、その改善方を検討することが必要である。また、食品業界において海外進出する企業が増えており、国内産原料用米麦の供給先を今後も確保していく上で、国内産業が国際競争力に耐えうる体質基盤を構築するために、海外進出

した企業の原料調達や品質管理等の実態や問題点を把握する必要性があり、平成8年度においては、財団法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託し、実施した。

(1) 企業における安全・品質管理体制の実態に関する調査

(2) 米麦加工食品産業における海外生産の実態調査

安全・品質管理体制強化の取組み及び米麦加工食品産業における海外進出企業の実態について、それぞれの立場から提起し、総合的に分析・検討するため、米麦加工食品産業の代表者、学識経験者等による検討協議会を設置し、業種ごとに安全・品質管理や苦情処理面の取組み状況のアンケート調査、先駆的な事例や着実な業績を挙げている大手企業の取組み状況等の実態をヒヤリング調査・分析を実施した。

また、麦加工食品の企業ごとに海外進出企業における原材料、人件費の生産コスト構成及び合理化の状況等を調査するとともに、国内企業においても実態把握のためのヒヤリング調査を実施した。

11 食品流通改善巡回点検指導事業

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流通円滑化、品質の維持向上及び表示の適性化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応えて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況に鑑み、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給と表示の適正化、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、8年度は次の業務を実施した。

- (1) 食品品質表示基準遵守状況点検指導業務
- (2) 食品製造業食品製造基準遵守指導業務
- (3) 食品卸小売店食品流通基準等遵守指導業務
- (4) 冷凍食品小売店品質管理指導業務
- (5) 食品自動販売機適正設置管理指導業務
- (6) 食品価格需給動向予察業務
- (7) 米麦加工食品基礎調査業務
- (8) 食品流通改善基礎調査業務
- (9) 食品価格高騰時パトロール業務
- (10) 放出野菜販売状況等監視指導業務
- (11) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (12) 水産物調整保管物資点検業務

- | | |
|------------------|----------------|
| (13) 生鮮食品等緊急対策業務 | (15) 畜産物安全対策業務 |
| (14) 農作物安全対策業務 | (16) 水産物安全対策業務 |

